

「地方議会に関する研究会」開催要綱

第1 趣旨

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会から示されている検討項目など地方議会に関する課題について、具体的に検討を行うため、「地方議会に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 構成員

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、地方公共団体その他の関係団体に出席を求め、その意見を聴取することができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。